

## au でんき供給約款（東京電力・auEL）新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
<p><b>au でんき供給約款</b>  <b>（東京電力・KDDI）</b>  <b>2021年2月17日実施</b>  <b>東京電力エナジーパートナー株式会社</b>  <b>KDDI 株式会社</b></p>	<p><b>au でんき供給約款</b>  <b>（東京電力・auEL）</b>  <b>2022年7月1日実施</b>  <b>東京電力エナジーパートナー株式会社</b>  <b>au エネルギー&amp;ライフ株式会社</b></p>
<p><b>1 対象となるお客さま</b>  (1) この au でんき供給約款（東京電力・KDDI）（以下「au でんき約款」といいます。）は、お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、一般送配電事業者（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して，東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，<b>KDDI</b> が東京電力の代理人として，申込受付，料金算定，および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。  なお，料金については，<b>KDDI</b> が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。  (略)</p>	<p><b>1 対象となるお客さま</b>  (1) この au でんき供給約款（東京電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）は，お客さままたはお客さまの同居の家族が <b>au エネルギー&amp;ライフ株式会社（以下「auEL」といいます。）</b> または KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が別途指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で，一般送配電事業者（栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が維持および運用する供給設備を介して，東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力」といいます。）から低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，<b>auEL</b> が東京電力の代理人として，申込受付，料金算定，および請求等を実施するときの供給条件を定めたものです。  なお，料金については，<b>auEL</b> が別途定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。  (略)</p>
<p><b>2 au でんき約款および料金表の変更</b>  (1) 東京電力および <b>KDDI</b> は，この au でんき約款を，<b>KDDI</b> は，料金表を変更することがあります。この場合には，<b>KDDI</b> はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし，お客さまから異議の申出がないときは，契約期間満了前であっても，料金その他の供給条件は，変更後の au でんき約款および料金表によります。  (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃（消費税および地方消費税の税率</p>	<p><b>2 au でんき約款および料金表の変更</b>  (1) 東京電力および <b>auEL</b> は，この au でんき約款を，<b>auEL</b> は，料金表を変更することがあります。この場合には，<b>auEL</b> はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし，お客さまから異議の申出がないときは，契約期間満了前であっても，料金その他の供給条件は，変更後の au でんき約款および料金表によります。  (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃（消費税および地方消費税の税率</p>

<p>の変更を含みます。)により、この au でんき約款および料金表を変更する必要が生じた場合、変更後の託送約款等または法令をふまえ、東京電力および <b>KDDI</b> は、この au でんき約款を、<b>KDDI</b> は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(3) (1)または(2)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。）、<b>KDDI</b> は、au でんき約款および料金表の変更前に、au でんき約款および料金表の変更内容を、変更後に、au でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力および <b>KDDI</b> の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、<b>KDDI</b> は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。</p>	<p>の変更を含みます。)により、この au でんき約款および料金表を変更する必要が生じた場合、変更後の託送約款等または法令をふまえ、東京電力および <b>auEL</b> は、この au でんき約款を、<b>auEL</b> は、料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の au でんき約款および料金表によります。</p> <p>(3) (1)または(2)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合を除きます。）、<b>auEL</b> は、au でんき約款および料金表の変更前に、au でんき約款および料金表の変更内容を、変更後に、au でんき約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力および <b>auEL</b> の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をともなわない場合、<b>auEL</b> は、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。</p>
<p><b>5 契約電流および契約容量</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、東京電力または <b>KDDI</b> は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>5 契約電流および契約容量</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 契約容量</p> <p>契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、次により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、東京電力または <b>auEL</b> は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。</p> <p>(略)</p>
<p><b>6 実施細目</b></p> <p>この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと東京電力および <b>KDDI</b> との協議によって定めます。</p>	<p><b>6 実施細目</b></p> <p>この au でんき約款および料金表の実施上必要な細目的事項は、この au でんき約款および料金表の趣旨に則り、そのつどお客さまと東京電力および <b>auEL</b> との協議によって定めます。</p>
<p><b>7 需給契約の申込み</b></p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次</p>	<p><b>7 需給契約の申込み</b></p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの au でんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次</p>

<p>の事項を明らかにして、東京電力または <b>KDDI</b> 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、<b>KDDI</b> が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (略)</p>	<p>の事項を明らかにして、東京電力または <b>auEL</b> 所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、<b>auEL</b> が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (略)</p>
<p><b>8 需給契約の成立および契約期間</b></p> <p>(1) 需給契約は、申込みを東京電力および <b>KDDI</b> が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、東京電力または <b>KDDI</b> は、承諾を取り消すことがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって、お客さま、東京電力または <b>KDDI</b> のいずれからも別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、<b>KDDI</b> は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この au でんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力および <b>KDDI</b> の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。</p>	<p><b>8 需給契約の成立および契約期間</b></p> <p>(1) 需給契約は、申込みを東京電力および <b>auEL</b> が承諾したときに成立いたします。ただし、当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、東京電力または <b>auEL</b> は、承諾を取り消すことがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 契約期間は、次によります。</p> <p>イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。</p> <p>ロ 契約期間満了に先だって、お客さま、東京電力または <b>auEL</b> のいずれからも別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、<b>auEL</b> は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、この au でんき約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力および <b>auEL</b> の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。</p>
<p><b>10 需給契約の単位</b></p> <p>東京電力および <b>KDDI</b> は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p>	<p><b>10 需給契約の単位</b></p> <p>東京電力および <b>auEL</b> は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p>
<p><b>11 供給の開始</b></p> <p>(1) 東京電力および <b>KDDI</b> は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、東京電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p>	<p><b>11 供給の開始</b></p> <p>(1) 東京電力および <b>auEL</b> は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、東京電力は、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p>

<p>(2) 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, <b>KDDI</b> は, お客さまにその理由をお知らせします。この場合, 東京電力および <b>KDDI</b> は, あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 東京電力は電気を供給いたします。</p>	<p>(2) 天候, 用地交渉, 停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって, あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には, <b>auEL</b> は, お客さまにその理由をお知らせします。この場合, 東京電力および <b>auEL</b> は, あらためてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め, 東京電力は電気を供給いたします。</p>
<p><b>13 承諾の限界および遵守事項</b></p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>東京電力または <b>KDDI</b> は, 法令, 電気の需給状況, お客さま (需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。) の電気の使用状況, <b>KDDI</b> サービスのお客さまによるご利用状況, 供給設備の状況, 料金の支払状況 (東京電力または <b>KDDI</b> の他のサービスの料金, および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。) その他によってやむをえない場合には, 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は, その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項</p> <p>お客さまは, この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり, 以下の各号に定める行為を行なってはならないものとします。</p> <p>イ 他人の権利を侵害し, 公序良俗もしくは法令に反し, または他人の利益を害する態様で電気を使用すること</p> <p>ロ 他人になりすまして東京電力または <b>KDDI</b> が提供する各種サービスを利用する行為</p> <p>ハ お客さまが, 需給契約の申込みその他の場合において, お客さまの氏名, 住所等に関し事実を反する申出を行うこと</p> <p>ニ 東京電力または <b>KDDI</b> のサービスの運営を妨げる行為</p>	<p><b>13 承諾の限界および遵守事項</b></p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>東京電力または <b>auEL</b> は, 法令, 電気の需給状況, お客さま (需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。) の電気の使用状況, <b>KDDI</b> サービスのお客さまによるご利用状況, 供給設備の状況, 料金の支払状況 (東京電力, <b>auEL</b> または <b>KDDI</b> の他のサービスの料金, および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。) その他によってやむをえない場合には, 需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は, その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 遵守事項</p> <p>お客さまは, この au でんき約款にもとづき供給される電気を使用されるにあたり, 以下の各号に定める行為を行なってはならないものとします。</p> <p>イ 他人の権利を侵害し, 公序良俗もしくは法令に反し, または他人の利益を害する態様で電気を使用すること</p> <p>ロ 他人になりすまして東京電力, <b>auEL</b> または <b>KDDI</b> が提供する各種サービスを利用する行為</p> <p>ハ お客さまが, 需給契約の申込みその他の場合において, お客さまの氏名, 住所等に関し事実を反する申出を行うこと</p> <p>ニ 東京電力, <b>auEL</b> または <b>KDDI</b> のサービスの運営を妨げる行為</p>
<p><b>14 需給契約書の作成</b></p> <p>特別の事情がある場合で, お客さまが希望されるときまたは東京電力もしくは <b>KDDI</b> が必要とするときは, 電気の需給に関する必要な事項について, 需給契約書を作成いたします。</p>	<p><b>14 需給契約書の作成</b></p> <p>特別の事情がある場合で, お客さまが希望されるときまたは東京電力もしくは <b>auEL</b> が必要とするときは, 電気の需給に関する必要な事項について, 需給契約書を作成いたします。</p>
<p><b>18 使用電力量の算定</b></p> <p>(1) <b>KDDI</b> は, 当該一般送配電事業者から受領した検針の結果により, 料金表 3 (料金の算定期間) に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。<b>KDDI</b> は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p><b>18 使用電力量の算定</b></p> <p>(1) <b>auEL</b> は, 当該一般送配電事業者から受領した検針の結果により, 料金表 3 (料金の算定期間) に規定する料金の算定期間における使用電力量を算定いたします。<b>auEL</b> は算定した使用電力量をお客さまにお知らせいたします。</p>

<p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定める算定方法を基準として、お客さまと <b>KDDI</b> との協議によって定めま</p>	<p>(2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定める算定方法を基準として、お客さまと <b>auEL</b> との協議によって定めま</p>
<p><b>22 料金その他の支払方法</b></p> <p>料金（工事費負担金その他を除きます。）については、<b>KDDI</b> が東京電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7（料金等の支払い）のとおりといたします。</p> <p>ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、東京電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>	<p><b>22 料金その他の支払方法</b></p> <p>料金（工事費負担金その他を除きます。）については、<b>auEL</b> が東京電力に対して立替払いを行なうことで、東京電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7（料金等の支払い）のとおりといたします。</p> <p>ただし、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、東京電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>
<p><b>24 適正契約の保持</b></p> <p>東京電力および <b>KDDI</b> は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>	<p><b>24 適正契約の保持</b></p> <p>東京電力および <b>auEL</b> は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</p>
<p><b>26 供給の停止等</b></p> <p>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。その場合、東京電力および <b>KDDI</b> は、供給の停止等にもなう料金の減額は行ないません。</p>	<p><b>26 供給の停止等</b></p> <p>託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止すること（以下総称して「供給の停止等」といいます。）があります。その場合、東京電力および <b>auEL</b> は、供給の停止等にもなう料金の減額は行ないません。</p>
<p><b>28 損害賠償および債務の履行の免責</b></p> <p>(1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、または当該一般送配電事業者による供給の停止等が行なわれた場合で、それが東京電力および <b>KDDI</b> の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および <b>KDDI</b> は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。</p> <p>(2) 33（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、東京電力および <b>KDDI</b> は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが東京電力および <b>KDDI</b> の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および <b>KDDI</b> は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>	<p><b>28 損害賠償および債務の履行の免責</b></p> <p>(1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、または当該一般送配電事業者による供給の停止等が行なわれた場合で、それが東京電力および <b>auEL</b> の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および <b>auEL</b> は、お客さまの受けた損害についての賠償および需給契約に係る債務の履行の責めを負いません。</p> <p>(2) 33（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、東京電力および <b>auEL</b> は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが東京電力および <b>auEL</b> の責めとならない理由によるものであるときには、東京電力および <b>auEL</b> は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p>
<p><b>30 需給契約の変更</b></p>	<p><b>30 需給契約の変更</b></p>

<p>(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合の契約期間は、8（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。</p> <p>(2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合を除きます。）、<b>KDDI</b>は、需給契約の変更前に、需給契約の変更内容を、変更後に、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力および<b>KDDI</b>の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、<b>KDDI</b>は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>	<p>(1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。ただし、電気の需給契約を変更する場合の契約期間は、8（需給契約の成立および契約期間）(2)イにかかわらず、従前の契約期間といたします。</p> <p>(2) (1)の場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合を除きます。）、<b>auEL</b>は、需給契約の変更前に、需給契約の変更内容を、変更後に、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに東京電力および<b>auEL</b>の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない場合、<b>auEL</b>は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。</p>
<p><b>31 名義の変更</b></p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの東京電力および<b>KDDI</b>に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、東京電力および<b>KDDI</b>が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により<b>KDDI</b>に申し出ていただきます。</p>	<p><b>31 名義の変更</b></p> <p>相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの東京電力および<b>auEL</b>に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、東京電力および<b>auEL</b>が文書による申出を必要とするときを除き、電話、口頭等により<b>auEL</b>に申し出ていただきます。</p>
<p><b>32 需給契約の廃止</b></p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により<b>KDDI</b>に通知していただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、33（解約等）および次の場合を除き、お客さまが<b>KDDI</b>に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ <b>KDDI</b>がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p>	<p><b>32 需給契約の廃止</b></p> <p>(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等により<b>auEL</b>に通知していただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、33（解約等）および次の場合を除き、お客さまが<b>auEL</b>に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>イ <b>auEL</b>がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。</p>

<p>□ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。</p> <p>ハ 東京電力および <b>KDDI</b> との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に需給契約は消滅するものいたします。</p>	<p>□ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものいたします。</p> <p>ハ 東京電力および <b>auEL</b> との需給契約を廃止し、他の小売電気事業者との需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、新たな小売電気事業者が電気の供給を開始する日に需給契約は消滅するものいたします。</p>
<p><b>33 解約等</b></p> <p>(1) 東京電力および <b>KDDI</b> は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。  なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。</p> <p>□ お客さまが料金を料金表 7（料金等の支払い）(1)で定める期日までに支払われない場合</p> <p>ハ お客さまが、東京電力と締結している他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を東京電力の定める支払期日までに支払われない場合もしくはこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または <b>KDDI</b> の提供する他のサービスの利用料金等の <b>KDDI</b> に対する債務を <b>KDDI</b> の定める期日までに支払われない場合</p> <p>ニ この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この au でんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合  (略)</p>	<p><b>33 解約等</b></p> <p>(1) 東京電力および <b>auEL</b> は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。  なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。</p> <p>□ お客さまが料金を料金表 7（料金等の支払い）(1)で定める期日までに支払われない場合</p> <p>ハ お客さまが、東京電力と締結している他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を東京電力の定める支払期日までに支払われない場合もしくはこの au でんき約款および料金表で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または <b>auEL</b> もしくは <b>KDDI</b> の提供する他のサービスの利用料金等の <b>auEL</b> または <b>KDDI</b> に対する債務を <b>auEL</b> または <b>KDDI</b> の定める期日までに支払われない場合</p> <p>ニ この au でんき約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この au でんき約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合  (略)</p>
<p><b>39 信用情報の共有</b></p> <p>この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが <b>KDDI</b> の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ東京電力が通知することがあります。</p>	<p><b>39 信用情報の共有</b></p> <p>この au でんき約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが <b>auEL</b> または <b>KDDI</b> の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ東京電力が通知することがあります。</p>
<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この au でんき約款は、 <b>2021 年 2 月 17 日</b> から実施いたします。</p>	<p><b>附 則（実施期日）</b></p> <p>この au でんき約款は、 <b>2022 年 7 月 1 日</b> から実施いたします。</p>

